

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 鶴ヶ島市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	8	4,000	10	4,000	0.0	0.0
1	53	エチルベンゼン	12	3	345,830	6	930	0.0	344,900
1	80	キシレン	14	1	1,606,070	3	2,970	0.0	1,603,100
1	87	クロム及び三価クロム化合物	1	8	1,800	12	1,800	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	14	1	1,089,940	5	12,840	0.0	1,077,100
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	12	3	63,270	8	5,300	0.0	57,970
1	300	トルエン	12	3	3,587,000	1	24,000	0.0	3,563,000
1	306	ニアクリル酸ヘキサメチレン	1	8	850	17	850	0.0	0.0
1	349	フェノール	1	8	1,200	13	1,200	0.0	0.0
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	2,400,000	2	2,400,000	0.0	0.0
1	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	1	8	1,000	16	1,000	0.0	0.0
1	392	ノルマル-ヘキサン	11	6	1,114,000	4	0.0	0.0	1,114,000
1	400	ベンゼン	11	6	212,800	7	0.0	0.0	212,800
1	403	ベンゾフェノン	1	8	600	18	600	0.0	0.0
1	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル	1	8	510	19	510	0.0	0.0
1	412	マンガン及びその化合物	1	8	1,100	15	1,100	0.0	0.0
3	4	イソホロン	1	8	1,200	13	1,200	0.0	0.0
3	16	シクロヘキサノン	1	8	3,700	11	3,700	0.0	0.0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	8	20,000	9	20,000	0.0	0.0
		合計	—	—	10,454,870	—	2,482,000	0.0	7,972,870

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。